

## 品川区立児童センター防犯カメラシステムの管理および運用に関する要綱

制定 令和5年10月26日区長決定

要綱第178号

(目的)

第1条 この要綱は、品川区立児童センター（以下「児童センター」という。）に設置する防犯カメラシステム（以下「システム」という。）の管理および運用に関し必要な事項を定めることにより、児童センターを利用する者の安全の確保および権利の保護を図ることを目的とする。

(設置者等)

第2条 システムの設置者は、品川区長とする。

2 システムの管理責任者は、各児童センターの館長とする。

3 システムの取扱者は、管理責任者が指定する職員とする。

(個人情報保護)

第3条 設置者、管理責任者および取扱者は、システムの不正利用により個人の権利および利益を侵害してはならない。

2 設置者、管理責任者および取扱者は、システムの管理または運用に関し、その職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(設置者の責務)

第4条 設置者は、児童センターの敷地内で、犯罪被害防止等の効果が高いと思われる場所に防犯カメラを設置するものとする。

2 設置者は、録画データの漏えい、滅失またはき損の防止その他の録画データの安全管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 設置者は、防犯カメラの撮影にあたっては、児童センターの敷地外の通行人などのプライバシーに配慮する。

4 設置者は、防犯カメラの設置箇所等に、防犯カメラが設置されており、かつ、作動している旨を記載したプレートを掲示し、その設置にあたっては、落下防止等の安全措置を講ずる。

5 設置者は、録画装置および表示装置を、事務室等、職員以外の者の立ち入りを制限できる場所に設置する。

6 設置者は、録画装置を固定する等、盗難防止策を講じることとする。

(管理責任者の責務)

第5条 管理責任者が録画装置または表示装置の操作・保守点検等を行うときは、原則として管理責任者自らまたは管理責任者が指定する職員を立ち会わせる。

2 管理責任者は、その所属職員に対し、システムの不正使用により個人の権利

および利益を侵害してはならない旨を周知する。

- 3 管理責任者がシステムに関する業務を委託するときは、業務内容に応じ、個人情報に係る責務を当該受託者に遵守させるため、委託契約書などにその旨を記載する。

(録画データ等の保存・廃棄)

第6条 録画データの保存期間は、記録した日の翌日から起算して10日間とする。ただし、法令等に定めがある場合または犯罪捜査目的で捜査機関から要請があった場合は、この限りでない。

- 2 録画データは、撮影時の状態のまま保存し、加工等を行ってはならない。
- 3 保存期間を経過した録画データは、上書き等の操作により消去を行う。
- 4 記録媒体を録画装置と分別して保存する場合は、盗難等を防ぐため、施錠ができる収納庫等に保管する。
- 5 記録媒体を廃棄する場合は、破碎を行うなど、録画データの再現が不可能な方法で廃棄する。

(目的外利用・第三者への提供の禁止)

第7条 法令等に定めがある場合または犯罪捜査の目的で捜査機関から公文書による照会を受けた場合を除くほか、録画データを設置目的以外の目的に利用し、または第三者へ提供してはならない。

(苦情処理)

第8条 管理責任者は、システムの設置および運用について利用者等から苦情等が寄せられた場合は、速やかに苦情等の内容の把握および事実調査を行った上で適切に処理し、その結果を遅滞なく設置者に報告する。

(委任)

第9条 この要綱の施行について必要な事項は、子ども未来部長が別に定める。